

伊 勢 市 公 報

第 142 号
平成 23 年 10 月 5 日
水 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
上下水道告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	4
公 告	
○ 犬の抑留について	5
○ 犬の抑留について	6
○ 市営住宅入居者の公募について	7

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を

改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 9 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 38 号

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 139 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 5 号を次のように改める。

(5) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に、「^{ちぼう}地貌」を「地貌」に改める。

様式第 2 号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正後の伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則に定める様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市上下水道事業告示第 34 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 23 年 9 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
315	有限会社 ヒラマツ	伊勢市通町 76 番地 1	平成 23 年 9 月 22 日

伊勢市公告第 58 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 23 年 9 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市宇治館町	雑種	黒	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 23 年 9 月 18 日

3 抑留期限 平成 23 年 9 月 27 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 59 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 23 年 9 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市二見町荘	柴犬	茶白	雄	中	91 日 以上	首輪 (黒・革)

2 抑留した日 平成 23 年 9 月 20 日

3 抑留期限 平成 23 年 9 月 28 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 60 号

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

平成 23 年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申込期間

平成 23 年 10 月 20 日（木）～11 月 4 日（金）まで（土・日・祝日は除きます。）

午前 8 時 30 分～午後 5 時まで（月曜日は午前 8 時 30 分～午後 7 時まで）

2 申込場所

伊勢市都市整備部建築住宅課（市役所本館 4 階）

3 募集住宅及び戸数

○一般向市営住宅

団地名	所在地	構造 1 ※ 1	階数	部屋数	戸数	单身	家賃
中村団地	中村町桜が丘 177 番地 1	P C 4 階建	2 階	3 D K	2	×	11,200 円～ 21,700 円
倭 B 団地	倭町 40 番地	P C 4 階建	1 階	3 D K	1	×	15,100 円～ 35,900 円
倭 C 団地	倭町 40 番地 1	P C 5 階建	5 階	3 D K	1	×	18,100 円～ 40,600 円
竹ヶ鼻第 2 団地	神社港 470 番 地 5	P C 2 階建	1・2 階※ 2	3 K	1	○	17,500 円～ 39,000 円

西豊浜団地	西豊浜町 5439番地	PC 3階建	2階	3DK	1	×	12,000円～ 26,200円
朝熊第1団地	朝熊町 2663 番地 1	PC 2階建	1・2 階※2	3DK	1	×	20,200円～ 53,700円

○高齢者向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃
リバーサイド せせらぎ	小俣町宮前 31番地2	RC 6階建	3階	2DK	1	○	21,500円～ 57,000円
			4階	2DK	1	○	21,500円～ 57,000円

※1 PC：コンクリート版プレハブ造 RC：鉄筋コンクリート造

※2 部屋は2階構造となっています。

4 申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 現在同居している、又は同居しようとする親族、その他に内縁関係及び婚約者がいること。
 - ・親族・・・6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族
 - ・内縁関係・・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
 - ・婚約者・・・契約日までに、入籍ができる者
- (4) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (5) 市区町村税を完納していること。
- (6) 収入基準（月額）が158,000円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と18歳未満の者のみの世帯、障がい者等、小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000円以下となります。

- ・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12ヶ月で除した額

(7) 申込む住宅に応じて下記の条件に該当すること。

① 一般向市営住宅

原則単身での申込みはできませんが、次のア～サのいずれかに該当する場合は、3K以下の住宅に限り単身で申込むことができます。

ア 昭和31年4月1日以前に生まれた者

イ 身体障がい者（障がいの程度が、1級から4級までの者）

ウ 精神障がい者（障がいの程度が、1級から3級までの者）

エ 知的障がい者（障がいの程度が、ウの程度に相当する者）

オ 戦傷病者（障がいの程度が、恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までの者又は第1款症の者）

カ 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定を受けた者）

キ 中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に該当する者）

ク 生活保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に該当する者）

ケ 海外からの引揚者（引揚げ後5年を経過していない者）

コ ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に該当する者）

サ DV被害者（配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）による（一時）保護者又は保護終了日から5年を経過していない者、及び保護命令の申立てを行っ

ている者又は保護命令発効から5年を経過していない者)

② 高齢者向市営住宅

次のア～ウの全てに該当すること。

ア 60歳以上の単身世帯又はいずれか一者が60歳以上の夫婦[※]のみの世帯又はいずれもが60歳以上である親族等の世帯

イ 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められる、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる世帯

ウ 住宅困窮度が高く、家族等による援助が困難な世帯

※夫婦・・・配偶者同士のみ

5 申込方法

伊勢市都市整備部建築住宅課で配付される市営住宅入居申込用紙に必要事項を記入し、世帯全員の住民票、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、持参してください。

6 入居者の選考方法

市営住宅入居者選考委員会で入居資格を確認した後、申込者数が募集数を上回った場合は公開抽選を行います。

(1) 日時 平成23年11月19日(土) 午前10時30分から

(2) 場所 ハートプラザみその 多目的ホール

7 入居時期

平成23年12月1日以降

8 問い合わせ先

伊勢市都市整備部建築住宅課 電話 0596-21-5596・5597